

能登和倉万葉の里マラソン 2023
ウェルカムブース チルエリア(飲食エリア)出店者募集要領

1 開催日時

令和5年3月12日(日) 出店時間10:00~17:30

※火器を取り扱う店舗については、消防署よる検査後に営業開始となります。

2 会場

和倉温泉湯っ足りパーク (七尾市和倉町ひばり1丁目1番地) 来場予想 5,000人

3 出店場所、スペース及び仕様

(1) 広さ 1区画:幅6m×奥行2.5m程度

出店位置は別添資料のとおりとし、チルエリアの出入り口に近い方から許可順(申請順)で配置します。なお、決定後においても主催者は事情に応じて出店場所を変更する場合があります。

(2) テント、発電機、水道、ガス、コロナ対策用品等はなく、敷地内設備の使用は認めませんので、必要なものは各自でご準備ください。区画内であればのぼり等の掲示も可能です。テントが動いたり転倒したりすることのないよう、ウェイト等に必ず固定してください。ただし、地面には板を敷いているため、テントのペグ打ち付け等は不可です。

(3) 移動販売車(キッチンカー小~中型)での出店も可能です。

(4) 搬入時間は7:30~9:00、搬出時間は18:00~19:30とします。詳細な時間の割振りは、出店者決定後に案内します。搬入搬出用車両の移動可能範囲は敷板が敷いてある範囲とし、荷下ろしが完了次第、指定駐車場にて駐車してください(和倉温泉ヨットハーバー駐車場を予定しています)。会場進入後の切り返しは出来ませんので、予めご留意ください。移動販売車の場合そのまま敷板を歩いて区画まで乗り入れますが、その後は搬出時間まで動かさなくなりますので、予めご留意ください。

(5) チルエリア内に、大型の飲食スペース(テント、長ベンチ)を設ける予定ですので、別途飲食スペースは設置しないでください。

(6) 1区画を大幅に超えてスペースを使用することは不可です。

(7) 会場内にゴミ箱は設置いたしませんので、来場者に対しては、ゴミを持ち帰るよう周知するか、出店者の方で回収してください。

4 出店者の負担

出店者は、次に掲げるものを負担することとします。

(1) 出店の運営に要する経費、組織委員会が設置する施設及び備品以外の設営物

(2) 使用料 1区画につき売上の5%

5 販売品目

出店場所において販売できる品目は、次に掲げる範囲とします。ただし、組織委員会が本マラソン大会及びチルエリアの出店に相応しくないと判断したものは、お断りすることがあります。

- (1) 飲食物のうち、食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器または包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、関連法令に基づく表示がなされているもの。
- (2) 販売飲食物に関連するもの。
- (3) その他組織委員会が許可したもの。

6 出店者の資格

出店者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとします。ただし、次の各号以外に組織委員会が必要な条件を付することがあります。

- (1) 法令等により許可または登録を必要とする売店等については、保健所から飲食店営業の許可を受けていること。
- (2) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (3) 暴力団、暴力団員等もしくは暴力団関係者ではないこと。

7 募集出店者数

先着7者

8 出店の申請

出店を希望する方は、下記の必要書類を揃えてマラソン公式ホームページに表示される申請フォームにて、令和5年1月5日(木)14:00以降にご提出ください。組織委員会に申し込みが到着した時間で確認し、それ以前に届いた申請は無効とします。なお、出店者確認に伴い、追加書類の提出を求めることがあります。

申請は不備なく届いた順に確認し、募集出店者数分の適正な出店申請を確認次第、締め切りとします。ただし、申請受付開始直後等、同一時間帯に殺到した場合の確認については、七尾市内に実店舗を持つ者、営業所の所在地が七尾市である者または移動販売車等を用いて販売を行う七尾市在住の者を、他の出店者より優先します。また、メールにおける受信エラーや申請書添付漏れ等の不慮の事態により届かなかった場合については、組織委員会は一切責任を負わず、配慮いたしませんのでご了承ください。

出店が募集出店者数に満たない場合には、令和5年1月20日(金)を申請締切とします。出店の可否は、決まり次第メールにて返信します。

①出店申請書(様式第1号)

②出店概要書(様式第2号)

③保健所から飲食店営業の許可を受けている書面の写し等。レンタル車両を使用して出店する場合は、原則として当該車両の借り受け期間中は申請者に名義を変更するとともに、当該車両に係る営業許可証の写し、当該レンタル契約及び名義変更に係る書面の写しを提出すること。

④移動販売車を使用する場合には当該車両等の写真（ナンバープレートが確認できるもの）

⑤料理画像のデータ

※掲載が間に合うものについて、広報・周知活動の中で使用する場合があります。後日提出可。

9 許可証の交付

組織委員会から、出店を認めたものに対して出店許可証及び駐車許可証を開催日までに交付します。

10 出店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員のうちから出店責任者を定め、現場に常駐させてください。
- (2) 出店責任者は、当該出店の管理運営が適正に行われるよう努めてください。

11 遵守事項

出店者及び当該従業員は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 出店許可証及び食品衛生法許可を要する出店にあつては店頭はその許可証を掲示すること。
- (2) 火器等を使用する場合は、消火器を備え、会場検査を受けること。また、安全対策を万全にし、事故防止に努めることとし、必要な措置を講じること。
- (3) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両を指定駐車場に駐車する場合には、駐車許可証を指示された位置に掲示し、指定された日時、場所及び方法により駐車すること。
- (4) 販売品等の搬入・搬出及び販売は必ず指定された時間内に行うこと。
- (5) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示により販売価格を明示すること。
- (6) 接客に当たっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- (7) 区画内及びその周辺の清掃は、各出店者が責任をもって行い、売店等で発生したゴミ・汚水・油等は各自で搬出・処理し、環境美化に努めること。
- (8) 指定した営業時間内は、責任をもって販売に当たること。
- (9) 出店者のマスク着用及び各種消毒、手袋の着用、来場者用手指消毒液の設置、体調不良時の出店自粛等、新型コロナウイルス感染症予防に必要な対策を各自で準備し徹底すること。
- (10) レジ袋有料化に伴う対応を実施すること。
- (11) 各店舗で発生したゴミについては、各自で回収すること。来場者に対しては、ゴミを持ち帰るよう周知するか、出店者の方で回収すること。
- (12) その他、関係法令等を遵守し、組織委員会及び施設管理者の指示に従うこと。
- (13) 自己都合により出店を取りやめる場合には、組織委員会へ連絡すること。

12 禁止事項

出店者及び当該従業員は、次に掲げる事項を禁止します。

- (1) 第三者に対し、出店の権利の譲渡、転貸または売店等の管理運営を委託すること。
- (2) 販売品を不当な価格で販売すること。

- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売、PRをすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) 拡声器または音響器具類を使用すること。
- (6) 危険物等を販売すること。
- (7) その他、各出店者や来客、大会運営に支障のある行為を行うこと。

13 事故等の処理

出店等において事故等が発生したときは、出店者は直ちに組織委員会及び関係機関に連絡するとともに、事故、苦情等のトラブルは出店者の責任において対処してください。

14 許可の取消し

組織委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、出店の許可を取り消すことがあります。この場合において出店者は、組織委員会に対して異議申し立てはできません。

- (1) 関係法令及び本要領に違反したとき。
- (2) 組織委員会及び施設管理者が不相当と認めたとき。

15 損害賠償

出店者は、会場内の施設または第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとします。

16 原状回復

出店者は、大会終了後直ちに原状に復し、必ず組織委員会の確認を受けなければならないこととします。

17 その他

- (1) 当日は、同種類のものを扱う出店者が複数ある場合があります。
- (2) 天災、感染症の感染拡大、その他の不可抗力によって継続困難となった場合、組織委員会の決定により開催を中止または中断する場合があります。また、天候等により想定していた来場者数に満たない場合もあります。そのような際に損害が生じた場合でも、組織委員会は責任を負わず、売上の減収及び損失補償はしないものとします。
- (3) この要領に疑義が生じたときまたは定めのない事項については、関係者と協議して組織委員会が定めるものとします。

18 問合せ先

能登和倉万葉の里マラソン大会組織委員会事務局（七尾市産業部交流推進課内）

担当：飛田（とびた）、栃本（とちもと）

TEL:0767-53-8424

FAX:0767-52-2812

E-mail:notowakura@city.nanao.lg.jp

出店位置図(湯っ足りパーク内)

